

他市町村で予防接種を受ける場合の流れについて

河内長野市に住民票をおいたまま他市町村（富田林市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村以外）で予防接種を受ける場合は、下記の手続きが必要になります。

「他市町村等予防接種依頼申請書」を河内長野市（保健センター）に提出する

「他市町村等予防接種依頼申請書」は、予防接種手帳に綴られています。

ホームページからもダウンロード可能です。

郵送で提出される場合は、住所を記載した返信用封筒に切手を貼ったものを同封してください。



※2週間程かかります

河内長野市（保健センター）から「予防接種の実施について（依頼）」という書類が届く



「予防接種の実施について（依頼）」と母子手帳を持って予防接種を受けに行く

接種費用は一旦全額自己負担となります。後日、市が定める一定料金をお返しする手続きができます。

- ・ 予防接種費用の領収書（接種された子どもの名前と予防接種名が明記されているもの）
- ・ 予診票のコピー

を病院からもらっておいてください。



接種費用をお返しする手続き

- ・ 河内長野市予防接種費用助成金交付申請書兼請求書
- ・ 予防接種費用の領収書
- ・ 予診票のコピー

を河内長野市（保健センター）に提出してください。（接種年度内）

後日、ご指定の金融機関口座に振り込みます。

◆お問合せ先◆

河内長野市立保健センター母子保健係

住所 〒586-0008 河内長野市木戸東町2番1号 電話 0721-55-0301（平日9時～17時30分）